

藤枝市史だより

第18号

平成20年3月31日発行
編集・発行 藤枝市郷土博物館
博物館管理課 学芸係
〒426-0001
藤枝市若王子5000(蓮華寺池公園内)
TEL 054(645)1100

E-mail
fujieda-muse@ny.tokai.or.jp

刊行準備すすむ

「まぼろしの藤枝町誌」

市史編さん事業は、『民俗編』を皮切りとして、『資料編』が続々刊行され、平成十九年度に『資料編4・近世二』と『資料編5・近現代』が発刊されると、残るところは『通史編』および『図説市史』のみとなる。この間、『市史叢書』も毎年一冊のペースで発行され、そのなかで、今回の市史編さんの先行事業として、『稲葉村誌』・『広幡村誌』・『大洲村誌』・『瀬戸谷村誌』・『青島村誌』・『葉梨村誌』・『西益津村誌』も復刻され、広く市民が利用できるようになった。これらに、『藤枝町誌』と『藤枝市史』を併用すれば、私たちは、藤枝の歴史に関する膨大な資料を手にとることとなり、今後の藤枝学の飛躍が大いに期待されるところである。

さてここでは、前述諸資料に加えて、新たに確認された資料について紹介してみよう。それは、今回の市史編さん事業の一環として行われた資料調査の過程で郷土博物館所蔵資料のなかから確認されたものである。博物館の目録には「藤枝町誌原稿」などと記載されているが、内容がつぶさに検討されることもなく今日に至ったものといえる。今回、内容を詳細に検討してみると、戦後の早い時期に、大正十三年刊行の『藤枝町誌』に後続する町史編さんが企画・執筆されたこと。その後、何らかの事情で企画が中止され、原稿は日の目を見ることなく役

場倉庫にて保管、やがて、役場所蔵の行政文書とともに博物館に収蔵され今日におよんだことなどが確認された。したがって、今回永い眠りから覚めた資料は、あえて命名すれば、「まぼろしの藤枝町誌」ともいえよう。原稿を整理してみると、「まぼろしの藤枝町誌」の構成は以下のとおりである。

第一章 藤枝町概況、第二章 自然より見た藤枝町、第三章 現在の藤枝町と将来考察、第四章 財政、第五・六章（欠）、第七章 交通第八章（欠）、第九章 学校教育、第十章 宗教、第十一・十二章（欠）、第十三章 配給

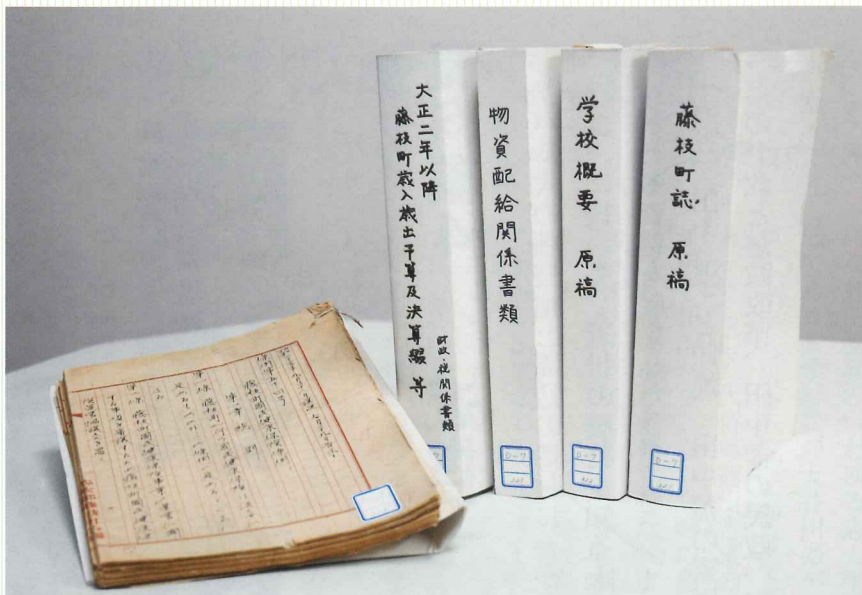
記事の内容についてみれば、大正十二年度から昭和二十四年度までの藤枝町財政（第四章）、幼稚園から高等学校におよぶ学校教育（第九章）などの記述は詳細を極めたものといえ、私たちに、新しい情報を提供してくれるものといえる。とりわけ、第十三章の配給に関する記事は、戦中戦後の経済統制と市民生活の実態を物語る貴重な資料といえ、今後の通史編執筆にも大いに寄与してくれるものと思われる。

現在、市史編さん事務局では、この「まぼろしの藤枝町誌」を、多くの市民の利用に供するため、『市史叢書12』として刊行すべく編集作業をすすめているのでご期待願いたい。

最後に、町立藤枝小学校の「学校給食」に関する部分を引用し紹介しておく。

「昭和七年より本校にて学校給食を開始した。右は栄養不良虚弱児童の体質改善と欠食児童に対する栄養補給と偏食矯正を図らんとするに在り・・・食事は学校看護婦の立案せるものを校医が審査決定して一週間の献立を定め、調理は家事実習室に於て学校看護婦・女子青年団員・高等二年の女生が交番に当り・・・」

（藤枝市史編さん専門委員 北原 勤）



藤枝市郷土博物館所蔵

「藤枝町誌原稿」

資料編 1 ～ 5 完成

藤枝市史

二冊同時刊行！

資料編 4

近世二

四、〇〇〇円

江戸時代の藤枝宿と周辺の農村にかかわる資料を収録した、資料編3
近世一に続いて、近世の藤枝を知る上で特筆すべき田中藩と田中城に
かわる資料を収集した。

【内容】 田中藩主と領地、田中藩の家臣、田中藩の学芸と武芸、田中
藩の財政と藩政改革、田中藩の民政、田中城（絵図）と緒記録

資料編 5

近現代

四、〇〇〇円

明治・大正・昭和にかけての近現代の藤枝の成立にかかわる資料、と
くに戦後の社会の諸相を反映する資料の収集につとめた。また、近代
の藤枝地域における文芸活動に関する資料を収録した。

【内容】 近代国家の成立と藤枝、大正デモクラシーと藤枝、アジア・
太平洋戦争と藤枝、戦後改革と藤枝、高度経済成長期の藤枝、現代の
藤枝、近代藤枝の文芸



販売中

- | | | | |
|---|--------|------------|--------|
| ◇別編 民俗 | 4,000円 | ◇資料編 1 考古 | 4,000円 |
| ◇資料編 2 古代・中世 | 3,500円 | ◇資料編 3 近世一 | 3,500円 |
| ◎図書販売についての問合せ 藤枝市郷土博物館 Tel.054-645-1100 | | | |

◎市史編さん事業についての問合せ 藤枝市教育委員会 生涯学習部
(4月より) 文化課 文化財・市史編さん係 (博物館2階)
Tel.054-645-1184

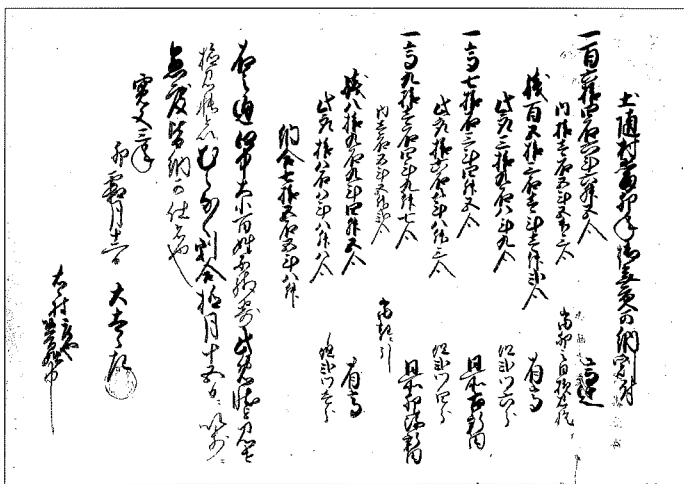
「大洲村の近世文書」発行によせて

藤枝市史編さん調査協力員 八木 務

藤枝古文書会では、この春「大洲村の近世文書」を解読した小冊子を発行しました。これは藤枝市教育委員会、藤枝市郷土博物館のご理解とご協力を得て、平成十九年度から私共の古文書を学ぶ会で毎月翻字を行い、言葉の解説なども含めて学習してきたものの集大成したものです。

私たちの住む藤枝市は南アルプスの最南端部から駿河湾まで、山から平野へとつながり、特に大井川流域のいわゆる志太平野を形成した地域であります。この大井川のデルタ地域は、中世末期から近世初頭にかけて新田開発が行われ、さらに八代將軍徳川吉宗の時代には、芝地新田も拓かれました。当時の農民が最も必要としたものは水と肥料でした。また、少しでも耕地を増やそうとしましたから隣村と争うこともありました。このような時代を経て現在の豊かな農地が出来ました。そうした歴史の一端を近世文書の中から伺い知っていただく事がよいのではないかと思います。そこで今回この沢山の資料の中から二つほど取り上げてご参考になればと思います。

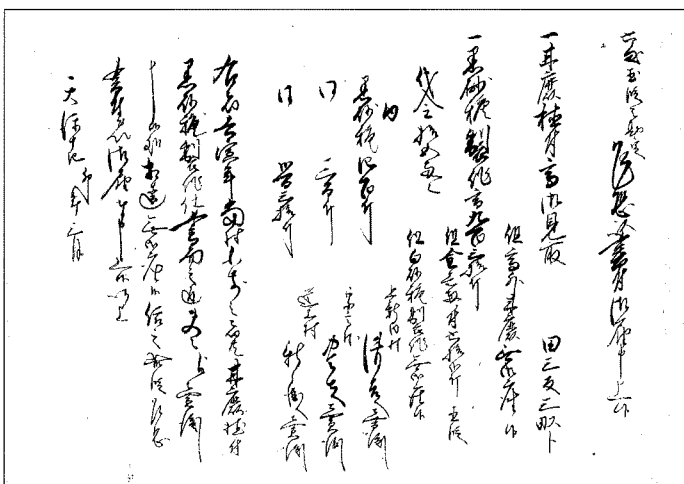
一つは土瑞村（土随村・土追村とも表記される）。藤枝市史研究第三号（平成十二年十二月二十五日）の山本正氏の「近世藤枝市域各村における領主の変遷について」によれば、元禄十一年田中藩領になるまでは幕府領でした。資料1にありますように寛文三年（一六六三）の「土随村当卯年御年貢可納割付」の文書が一番古いようです。「御年貢可納割付」とありますが、一般的には年貢割付状のこと。関東では「割り



▲資料1

付け」と言い、駿河から上方筋・中国・四国方面では「免状」（免定）と言ったようです。この地域では両方の名称が混在して使用されています。

二つめは弥左衛門新田村の甘蔗（カンシャ・カンショとも言う）、さとうきび栽培についてで、資料2は天保十四年三月（一八四三）のもので古い文書なのですが、甘蔗の植え付け、黒砂糖の製作を行っていたことです。もともと甘蔗や甘薯は八代將軍徳川吉宗が幕藩体制安定強化のために行った政策に基づくもので、定免制の実施と共に新田開発をすすめる、新しい作物として甘蔗や甘薯の栽培を奨励したことによるもので、九州、四国、東海地方の海辺の村々で



▲資料2

盛んになり、現金収入として貴重な収益源であったと思われます。旧藤枝市史下巻四十八頁に記述がありますが、時代が下がった安政五年二月（一八五八）の文書「乍恐以書付奉願上候」によれば、甘蔗の植え付けの許可申請をしていますが、今度の文書からするとそれ以前から植え付けがされていたことが判ります。

最後にこれからも藤枝市史編さん事務局や、藤枝市郷土博物館のご協力を得て、資料の提供をお願いし、その文書の翻字のボランティアを行い、私たちの学習成果の向上に役立てたいと思っております。また今回の大洲村の近世文書のように今後旧村別の古文書の出版が出来ることを念願しております。

「山地訴訟につき明治十一年 静岡裁判所申渡状等一括写」

この史料は、その所蔵者谷稲葉村伊久美氏の同族である原村伊久美氏が、明治八（一八七五）年から同十一年にかけて原村中と山地の帰属をめぐって争った顛末を示すものである。写真は、その表紙部分（一帖目）と二帖目で、史料は野紙が一冊にまとめられた縦帳形式のものである。原村伊久美孫右衛門が静岡裁判所に提出した甲号三点、番外九点、天号六点、乙号三点の計二一点の証拠資料と、同裁判所からの申渡状（地号）一点の合計二二点の史料写からなる。

本史料は、原村伊久美氏ではなく谷稲葉村伊久美氏に伝来したところから判断すると、近世末から明治初年にかけて山地利用をめぐって利害対立関係にあった谷稲葉村伊久美氏が、訴訟の顛末を写し取ったものと推定する。原村伊久美氏は谷稲葉村地内「かうの谷」に山地を「所有」しており、これが争いのもととなったのであるから、谷稲葉村役人である当該伊久美氏も訴訟の準当事者となっていたと考えられる。

史料は天文二〇（一五五二）年の今川義元判物から幕末期の土地争いの内済証文まで、三百余年にわたる原村伊久美氏と同村及び地域々々との関わりをリアルに示すものである。その中でも史料の特質としてとりわけ重要なのは、原告である原村伊久美氏側の主張がメモ書き風に添えられている点である。明治初年の山地に関わる所有が関係者からどのように説明されるのか、何を根拠としているか、はつきり分かるのである。同氏は家の由緒と年貢免定及び山手受取状等の書付類を墨付として所有の根拠にしているが、村役人としての役務と私的経営のレベルが公私未分離の状態で区別されておらず、私見では近代的所有の確定にはいささか弱いように思われる。

さて、訴訟の顛末は次のようなものであった。原村伊久美氏は明治八年「かうの谷」の山地を自分所有地として、原村内の耕地と交換する契約を原村惣代と結んだ。しかし、その契約が実行されなかったために、山地の取り戻しを訴えたのである。それに対し村側は、もともと伊久美氏の所有が不明確であり、取り戻しには応じられない（山地を村の所有に総有とする）と応じたのである。ところが、この両者の言い分は実に簡単に処理されてしまった。即ち、裁判所が静岡県庁に問い合わせたところ、その山地自体、官民いずれの所有に帰するか現在調査中であつて、まさに所有権の主体をどうすべきかが未定の状態であり、すべてこれから県が判断するとしたのである。つまり、県がまだ所有権の認定をなしていないものについて、個人がその物権に属する「取与」（土地所有権を渡したとか獲得したとか）を争うことはそもそも条理に背くものであり、訴訟自体が提起されるべきでないとい蹴されたのである。訴訟は却下され、原告・被告ともに、とりあえず「字カウノ谷」に対する所有権を形式上失うこととなったのである。

この結末から、明治政府が、村々入会の原山について、その実質的な経営の請負を任されていた者たちの個別所有ないし共同所有などのあり方を一刀両断にして、国家＝県の所有が個人の所有に確定することを既定の方針にしていたことが理解される。近世的な入会による共同所有は否定されたのである。官民いずれかに直ちに区分できないものでは、当該争論のような混乱が数多く見られたが、結果的にこうした訴訟を契機として、国家は所有の領域を伸張していったとも考えられる。

以上のように、近世的山地利用とその所有の変遷をめぐって、本史料は極めて重要な論点を出してくれる貴重なものである。

（藤枝市史編さん専門委員 大塚英二）

